

岐阜県公報

目次

告示

岐阜県屋外広告物条例による屋外広告物景観モデル地区の指定 (都市政策課) ページ 一
 岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示の一部改正 (同) 三

号外 (12) 平成十九年四月一日

告示

岐阜県告示第二百六十七号

岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）第二十五条第一項に規定する屋外広告物景観モデル地区を次のとおり指定したので、同条例第四十七条の規定により告示する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 モデル地区の名称及び区域
 名称 可児市広見東モデル地区
 区域 可児市瀬田、柿田、淵之上、平貝戸及び石森地内全域
- 二 モデル地区景観指針の概要
 指定区域における広告物等に関する指針
- 1 モデル地区における広告物等に関する基本構想
 (1) 人と自然が調和した良好な景観を維持する。
- (2) 屋外広告物のデザインの統一を図る。
- 2 モデル地区における良好な景観を維持するための当該モデル地区の特性に応じた広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置（以下「広告物等の表示又は設置」という。）に関する基準は、次の表のとおりとする。

屋上広告物	
表示面積	個数
二十平方メートル以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く。）	原則として建築物一棟につき一個まで（堅固な建築物に掲示する場合を除く。）

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成十九年四月一日

壁面広告物	高さ	建物高さの三分の二以下
突出広告物	表示面積	三十平方メートル以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く。）で、かつ、当該面積の二分の一以下
電柱の類を利用する広告物（巻き付けにする広告物）	個数	原則として建築物一棟につき一個（堅固な建築物に掲示する場合を除く。）
電柱の類を利用する広告物（巻き付けにする広告物）	表示面積	二十平方メートル以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く。）
電柱の類を利用する広告物（巻き付けにする広告物）	道路上下への出幅	突き出しはしない。
電柱の類を利用する広告物（巻き付けにする広告物）	個数	一の電柱の類につき一個（同一の内容及び形状で、かつ、同一の高さに巻き付けるものについては二個）
電柱の類を利用する広告物（巻き付けにする広告物）	表示面積	〇・四八平方メートル以下（縦一・五メートル×横〇・三三メートル）
電柱の類を利用する広告物（巻き付けにする広告物）	下端の高さ	地表から一・五メートル
電柱の類を利用する広告物（巻き付けにする広告物）	色	地色は白とする。 文字は群青色（濃紺色）、脇文字は黒色とする。
電柱の類を利用する広告物（巻き付けにする広告物）	町名表示	広告物の下段に表示する。
電柱の類を利用する広告物（巻き付けにする広告物）	設置しないこととする。	
野立広告物（自家広告物）	表示面積	一個五十平方メートル以下
野立広告物（自家広告物）	高さ	十五メートル以下
野立広告物（自家広告物）	表示面積	片面九・九二平方メートル以下で、かつ、両面十九・八四平方メートル以下
野立広告物（自家広告物）	高さ	幹線道路の路面から五メートル以下
野立広告物（自家広告物）	表示方法	集合看板一基当たり、小口看板は四枚とし、間に風抜きを設けることとする。 小口看板のサイズは、縦〇・八メートル、横三・一メートル
野立広告物（自家広告物）	設置しないこととする。	トル、風抜き幅〇・一メートルとする。 脚部の高さは、基準道路面より一・五メートル、二・五メートルとする。 集合看板の支柱は、三本とする。 二基以上並べて設置する場合は、八十センチメートル以上空間を設けることとする。 小口看板の地色は、白色とする。 小口看板の文字色は、群青色（濃紺色）とする。ただし、方位を示す矢印は、オレンジ色とし、黒色で縁取りする。 集合看板の外枠及び支柱の色は、緑色とする。 集合看板の表示が片面だけの場合は、裏面は緑色とする。 色彩については、地域で決めている規格の色彩見本によるものとする。
野立広告物（自家広告物）及び案内用広告物（集合看板）を除く広告物	設置しないこととする。	
共通基準	色彩は奇抜なものを使用しないこととする。	
屋上広告物	設置しないこととする。	
壁面広告物	設置しないこととする。	
突出広告物	設置しないこととする。	
電柱の類を利用する広告物（巻き付けにする広告物）	設置しないこととする。	
野立広告物（自家広告物）	設置しないこととする。	
3 モデル地区における良好な景観の形成を積極的に推進するための当該モデル地区の特性に応じた広告物等の表示又は設置に関する基準は、次の表のとおりとする。		

野立広告物 (案内用広 告物のうち 集合看板)	できるだけ設置しないこととする。
共通基準	必要以上に大きな広告物を設置しないこととする。

岐阜県告示第二百六十八号

岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示(昭和五十四年岐阜県告示第二百二十四号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

第一号1の表中

トル以内の区域

を

永保寺観音堂、
開山堂附宝篋印

多治見市虎溪山

永保寺境内地の全域

国分寺本堂	高山市総和町	国分寺境内地の全域
照蓮寺本堂	同 市堀端町	照蓮寺境内地の全域
吉島家住宅	同 市大新町	指定建造物の周囲から五十メー
日下部家住宅	同 右	同 右
松本家住宅	高山市上川原町	同 右
旧田中家住宅	同 市上岡本町	同 右
旧田口家住宅	同 右	同 右
旧若山家住宅	同 右	同 右
旧吉真家住宅	同 右	同 右
永保寺観音堂、 開山堂附宝篋印	多治見市虎溪山	永保寺境内地の全域

域
ら五十メートル以内の区域

第四号を次のように改める。
四 条例第五条第十五号の区域

下呂市馬瀬馬瀬川の高山市清見町境から下呂市金山町地内の飛驒川との合流点までの区間で両側千メートル未満の区域

一般国道百五十八号の予定路線

高山市丹生川町
地内の一般国道
百五十八号との
交点

高山市清見町地
内の一般国道百
五十八号との交
点

上記区間の路
メートル未満
し、都市計画
三年法律第百
一項第一号に

に改める。

を 旧遠山家住宅

大野郡白川村

同 右

に、

荒川家住宅
旧遠山家住宅
安国寺経蔵
荒城神社本殿
阿多由太神社本
殿
熊野神社本殿

高山市丹生川町
大野郡白川村
高山市国府町
同 右
同 右
同 右

同 右
同 右
安国寺境内地の全域
荒城社境内地の全
指定建造物の周囲か
熊野社境内地の全

塔

線の周囲五百の区域。ただ	線の周囲五百の区域	線の周囲五百の区域。ただ法（昭和四十号）第八条第規定する用途れている区域	第六号の表中						
を 東海北陸自動車道の予定路線	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	上記区間メートル	高山南部農免道路の予定路線	高山市道江名子ふるさと線の予定路線	県道 岩井高山停車場線の予定路線	東海環状自動車道の予定路線	東海北陸自動車道の予定路線	地域が定めらを除く。
高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	愛知県境	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点
大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	関市地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点
上記区間メートル	上記区間メートル	上記区間メートル	上記区間メートル	上記区間メートル	上記区間メートル	上記区間メートル	上記区間の路メートル未満し、都市計画項第一号に区域が定められ除く。	上記区間の路メートル未満	上記区間の路メートル未満
線の周囲五百千メートル以	線の周囲五百千メートル以	第九号の表中	第九号の表中	第九号の表中	第九号の表中	線の両側五十の区域	線の両側五十の区域	線の両側五十の区域	法第八条第一定する用途地ている区域を
を 東海北陸自動車道の予定路線	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	上記区間メートル以上の区域	東海北陸自動車道の予定路線	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	一般国道百五十八号との交点	東海北陸自動車道の予定路線	に改める。
高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	高山市清見町地内の東海北陸自動車道との交点	に改める。
大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	大野郡白川村地内の東海北陸自動車道との交点	に改める。
上記区間メートル以上の区域	上記区間メートル以上の区域	上記区間メートル以上の区域	上記区間メートル以上の区域	上記区間メートル以上の区域	上記区間メートル以上の区域	上記区間メートル以上の区域	上記区間メートル以上の区域	上記区間メートル以上の区域	に改める。

	<p>を</p> <p>下呂市 小坂町 地内の 県道下 呂小坂 線との 交点</p> <p>高山市 ・飛驒 市境</p> <p>高山市 ・高山 市境</p> <p>富山県</p>	<p>別表一の表5の項中</p> <p>別表一中「岐阜市内」の下に、「高山市内」を加える。</p> <p>下呂市 小坂町 地内の 県道下 呂小坂 線との 交点</p> <p>富山県</p>	<p>の路線の周囲五百 以上メートル以 に改める。</p>
<p>山県</p> <p>上記区間の路 線の両側五百 メートル未満 の区域</p> <p>郡上市 高鷲町 地内の 県道 立恩地 線との 交点</p> <p>郡上市 ・高山 市境</p> <p>上記区間の路 線の両側五百 メートル以上 千メートル以</p>	<p>上記区間の路 線の両側五百 メートル未満 の区域</p> <p>郡上市 高鷲町 地内の 県道 立恩地 線との 交点</p> <p>郡上市 ・高山 市境</p> <p>上記区間の路 線の両側五百 メートル以上 千メートル以 内の区域</p> <p>を</p>	<p>郡上市 高鷲町 地内の 県道 立恩地 線との 交点</p> <p>高山市 高鷲町 ・高鷲 地内の 一般道 八号と の交点</p> <p>上記区間の路 線の両側千メ ートル以内の 区域</p>	<p>に改め、同表6の項中</p>
<p>に改め、同表8の項を次のよ</p>	<p>高山市 ・白川 村境</p> <p>富山県</p>	<p>高山市 高鷲町 ・高鷲 地内の 一般道 八号と の交点</p> <p>富山県</p>	<p>高山市 高鷲町 ・高鷲 地内の 一般道 八号と の交点</p> <p>富山県</p>

	一般国道四十 一号と	の区域
	の交点	

別表一の表中40の項を35の項とし、41の項から53の項までを五項ずつ繰り上げ、54の項を削り、55の項を49の項とし、56の項及び57の項を削り、58の項を50の項とし、59の項から61の項までを削り、62の項を51の項とし、63の項から71の項までを十一項ずつ繰り上げ、72の項から77の項までを削り、78の項を61の項とし、同表79の項を次のように改め、同項を同表62の項とする。

79	大規模 林道高 山・大 山線	飛驒市 神岡町 打保宮 ノ外五 百四十 三番地 の二十 一地先	上記区間の路 線の両側三十 メートル未 満の区域	上記区間の路 線の両側三十 メートル以 上千メートル以 内の区域
----	-------------------------	--	-----------------------------------	--

別表一の表80の項を削る。
別表二中「岐阜市域内」の下に、「高山市域内」を加える。
別表三の表3の項を次のように改める。

3	東海旅 客鉄道 高山本 線	各務原 市・加 茂郡坂 祝町境	下呂市 ・高山 市境	高山市 ・飛驒 市境	富山県 境	上記区間の路 線の両側千メ ートル以内の 区域	上記区間の路 線の両側千メ ートル以内の 区域
---	------------------------	--------------------------	------------------	------------------	----------	----------------------------------	----------------------------------

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社